

「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」および 「学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について

1 勤勉手当の期別支給月数の改正について

【幼稚園教育職員および学校教育職員】

平成 28 年 12 月期の勤勉手当において引き上げた特別給の公民較差分（0.1 月）について、平成 29 年度以降は、6 月期と 12 月期の 2 回に分けて支給するよう支給月数を調整する。

2 教育管理職の期末手当および期末勤勉手当の支給月数について

【学校教育職員】

平成 29 年 4 月以降の教育管理職の任用に備えて、教育管理職の期末手当および勤勉手当の支給月数の規定を整備する。

3 施行期日について

両条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（期末手当および勤勉手当に係る支給月数）
 <平成 28 年第 4 回定例会にて改正>
 （平成 28 年 1 2 月から平成 29 年 3 月まで）
 （単位：月）

<今回改正>
 （平成 29 年 4 月以降）
 （単位：月）

区分			6 月	12 月	3 月	小計	年間
幼稚園教育職員	一般職員	期末	1.15	1.20	0.25	2.60	4.40
		勤勉	<u>0.85</u>	<u>0.95</u>	-	1.80	
	管理職員	期末	0.95	1.00	0.25	2.20	4.40
		勤勉	<u>1.05</u>	<u>1.15</u>	-	2.20	

区分			6 月	12 月	3 月	小計	年間
幼稚園教育職員	一般職員	期末	1.15	1.20	0.25	2.60	4.40
		勤勉	<u>0.90</u>	<u>0.90</u>	-	1.80	
	管理職員	期末	0.95	1.00	0.25	2.20	4.40
		勤勉	<u>1.10</u>	<u>1.10</u>	-	2.20	

区分			6 月	12 月	3 月	小計	年間
学校教育職員 （固有教員）	一般職員	期末	1.15	1.20	0.25	2.60	4.40
		勤勉	<u>0.85</u>	<u>0.95</u>	-	1.80	
	管理職員	期末					4.40
		勤勉					

区分			6 月	12 月	3 月	小計	年間
学校教育職員 （固有教員）	一般職員	期末	1.15	1.20	0.25	2.60	4.40
		勤勉	<u>0.90</u>	<u>0.90</u>	-	1.80	
	管理職員	期末	<u>0.95</u>	<u>1.00</u>	<u>0.25</u>	<u>2.20</u>	4.40
		勤勉	<u>1.10</u>	<u>1.10</u>	-	<u>2.20</u>	

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の90</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の110</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。 (第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p> <p>付 則 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u> (第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。 (第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。<u>ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u> (第3項および第4項省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の90(第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の110)</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 (第3項から第5項まで省略)</p> <p><u>付 則</u> この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(期末手当) 第27条 (第1項省略) 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 (第3項および第4項省略) (勤勉手当) 第30条 (第1項省略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 (第3項から第5項まで省略)</p>